



令和5年 (2023年) 1月23日(月)

No. 15819 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆主要判決全文紹介 [知財高裁] [上]…………… (1)

主要判決全文紹介

〈知的財産高等裁判所〉

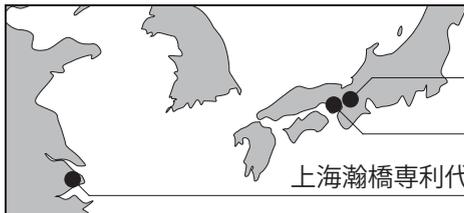
審決取消請求事件

(銅銀合金を用いた導電性部材、コンタクトピン及び装置-新たな主引例を用いて進歩性欠如による独立特許要件違反とした拒絶審決が手続違背と判断された事例) [上] (全2回)

—令和3年(行ケ) 第10164号、令和4年11月16日判決言渡—

事案の概要

本件は、発明の名称を「銅銀合金を用いた導電性部材、コンタクトピン及び装置」とする特許出願の拒絶査定不服審判請求(不服2021-1491号)についての審決取消訴訟である。特許庁は、審判請求時に補正された請求項1に係る本願補正発明は、引用文献1(甲8)及び新たに引用した引用文献5(甲16)のそれぞれを主引例として進歩性を欠如することを理由に本件補正を却下すると共に、補正前の本願発明は甲8を主引例として進歩性を欠如することを理由に拒絶審決した。争点は、進歩性欠如及びそれを理由とする独立特許要件違反の判断の誤りの有無並びに手続違背の有無である。



京都ランチ (5名: うち弁理士3名)

神戸本部 (66名: うち弁理士26名)

上海瀚橋専利代理事務所 (12名: うち専利代理人6名)



創業 1926年、貴社の特許、意匠、商標出願を先進国から新興国まで豊富な経験とスタッフでサポートします。

ARCO PATENT & TRADEMARK ATTORNEYS 有古特許事務所

- URL: <http://www.arco.chuo.kobe.jp/> ■E-mail: office@arco.chuo.kobe.jp
- 神戸本部 : 〒651-0088 神戸市中央区小野柄通 7-1-1 日本生命三宮駅前ビル5F TEL: 078-855-5539
- 京都ランチ : 〒604-8225 京都市中京区蟻螂山町 481 京染会館4階 TEL: 075-213-5600
- 上海瀚橋 : 郵編 200120 中国 上海市浦东新区東方路 69号 21階 2108号室 TEL: +86-21-6415-8030
- 顧問: 米国特許弁護士 マーク・アレマン 中国専利代理人 曹芳玲 他5名